

大野町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体
- (2) 命名権 事業者等が町の施設等の愛称を決定する権利
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、町長が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、町の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 町は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 町は、条例等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく条例等に規定する施設等の名称を使用するものとする。

(事業の対象施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園その他町が所有する公共施設又はその一部とする。ただし、町がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は対象外とする。

2 対象施設等の選定は、町長が行う。ただし、選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととし

ている施設をいう。以下同じ。)の場合は、町長と指定管理者が協議の上、町長が選定するものとする。

(命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、3年以上5年以下の期間とする。ただし、町長は、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、命名権を付与する期間を別に設定することができる。

(募集)

第6条 町長は、ネーミングライツ事業への募集を、原則として公募で行うものとする。

2 公募に際しては、命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項を対象施設ごとの募集要項等（以下「募集要項」という。）に定め、町ホームページ等により広く周知するものとする。ただし、町長が公募によることが適当でないと判断する施設等については公募によらないことができる。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格は、別表第1のとおりとする。

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 募集要項に定める提出書類

(2) その他町長が必要と認めるもの

(使用できない愛称)

第8条 命名権者は、別表第2に掲げる愛称は使用することができない。

(審査機関)

第9条 ネーミングライツ事業に係る審査は、当該ネーミングライツ事業の導入施設等を所管する部署において、大野町ネーミングライツ選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、実施するものとする。

(決定及び通知)

第10条 町長は、委員会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及び命名権者を決定するものとする。

2 町長は、第7条の規定により応募した事業者等に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者決定通知書（様式第1号）により、不採用を決定

したときは、ネーミングライツ事業者不採用決定通知書（様式第２号）により通知しなければならない。

（契約）

第１１条 町長は、ネーミングライツ事業者決定通知書により通知を受けたものと契約を締結するものとする。

（費用負担区分）

第１２条 ネーミングライツ事業に係る施設等の案内看板のうち、町が設置しているものの表示名変更等に係る経費その他の経費については、命名権者が負担するものとする。ただし、表示名変更等の対象となる施設案内看板及び新たに設置する施設案内看板については、町及び命名権者の協議により決定する。

２ 前項の規定にかかわらず、費用負担区分については、町及び命名権者の協議により変更することができるものとする。

３ 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

（命名権料の納入）

第１３条 命名権者は、町長が定める期日までに、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

２ 前項ただし書の場合において、町長及び命名権者は協議により支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（指定管理者との協議）

第１４条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、町、指定管理者及び命名権者との間で必要な事項について協議することとする。

（岐阜県屋外広告物条例の遵守）

第１５条 対象施設及び施設案内看板への愛称の表記については、岐阜県屋外広告物条例（昭和３９年岐阜県条例第４７号）の規定を遵守しなければならない。

（愛称変更の禁止）

第１６条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、命名権者と協議することとする。

２ 町長は、前項ただし書の場合において、指定管理者制度導入施設については

命名権者及び指定管理者と変更の可否について協議することとする。

(愛称の周知)

第17条 町は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

(契約の解除)

第18条 命名権者の都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) 命名権者が、法令、条例、規則、要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 命名権者の社会的信用又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。

2 町長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書（様式第4号）により命名権者に通知するものとする。

3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合は、第14条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

(次回の契約)

第20条 命名権者は、次回の命名権者の募集に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

応募資格

- 1 応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
 - (3) 大野町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成26年要領第1号）の規定に基づく資格停止措置を受けているもの
 - (4) 町税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく町に対する債務を履行していないもの
 - (5) 政治団体
 - (6) 宗教団体
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営むもの
 - (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
 - (9) 大野町暴力団排除条例（平成24年大野町条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体
 - (10) 大野町暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第31号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (11) 指定管理者制度導入施設にあっては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行うもの。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
 - (12) その他町長が適当でないと認めるもの
- 2 団体の場合は、団体を構成する全ての法人等が前項の応募資格を有するものとする。

別表第2（第8条関係）

使用できない愛称

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に関するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
- (11) 町政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (12) たばこの販売促進に関するもの
- (13) 企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
- (14) 競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定するモーターボート競走又は小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に規定する小型自動車競走に係るもの
- (15) その他町長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

様式第 1 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

大野町長

ネーミングライツ事業者決定通知書

次のとおりネーミングライツ事業者を採用することを決定しましたので、大野町ネーミングライツ事業実施要綱第 1 0 条の規定により通知します。

施 設 名		
愛 称		
命名権付与期間	年 月 日から	年 月 日まで
命名権料	年額	円（税込）
	総額 （ 年間）	円（税込）

第 号
年 月 日

様

大野町長

ネーミングライツ事業者不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、大野町ネーミングライツ事業実施要綱第 1 0 条の規定により通知します。

施 設 名	
不採用理由	

年 月 日

大野町長 様

命名権者
住所（所在地）
氏名（会社・団体名および代表者名）
担当者名

ネーミングライツ事業契約解除申出書

大野町ネーミングライツ事業実施要綱第 18 条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施 設 名	
愛 称	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命名権料	円（年額・税込）
契約解除希望時期	年 月 日
契約解除の理由	

第 号
年 月 日

様

大野町長

命名権付与取消決定通知書

の愛称を決定する命名権の付与について、次の理由により取消しを決定しましたので、大野町ネーミングライツ事業実施要綱第 1 9 条第 2 項の規定により通知します。

なお、同条第 3 項の規定により既に納入されました命名権料については返還しません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	